

議案第3号

第24回参議院議員通常選挙執行計画について

第24回参議院議員通常選挙に係る執行計画を別紙のとおり定める。

平成28年6月2日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久

第24回参議院議員通常選挙 執行計画

八雲町選挙管理委員会

平成28年7月10日執行予定

第24回参議院議員通常選挙 執行計画

参議院議員の任期満了（平成28年7月25日）に伴う第24回参議院議員通常選挙を次のとおり管理執行する。

1 選挙の期日等

- (1) 公示日（予定） 平成28年6月22日（水）
(2) 選挙の期日（予定） 平成28年7月10日（日）

・法32③《通常選挙》

通常選挙の期日は、少なくとも選挙期日の17日前に選挙期日を公示しなければならない。

・法32①《通常選挙》

参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。

・法31②《通常選挙》

上記の期間が、参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合は、参議院閉会の日から24日以降30日以内に行う。

2 選挙すべき議員の定数及び改選数

	定数	改選数
選挙区選出議員	146人（北海道選挙区6人）	73人（北海道選挙区3人）
比例代表選出議員	96人（全都道府県）	48人（全都道府県）
合計	242人	121人

・憲法46 任期は6年、3年ごとに半数を改選

・法4②《議員の定数》

参議院議員の定数は242人とし、内96人を比例代表選出議員、146人を選挙区選出議員とする。

・法14《参議院選挙区選出議員の選挙区》

参議院選挙区選出議員の選挙区及び選挙する議員の数は別表第3で定める。

別表第3－ 北海道選挙区6人

3 選挙人名簿の登録等

(1) 登録基準日 平成28年 6月21日
(ただし、年齢については 7月10日)

(2) 登録日 平成28年 6月21日

・法22②《登録》

市町村選管は、当該選挙の事務を管理する選管が定めるところにより選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙区選出議員選挙－北海道選挙管理委員会が定める。(法5)

比例代表選出議員選挙－中央選挙管理委員会が定める。(法5)

・法30の6①、②《在外選挙人名簿の登録》

① 市町村選管は、在外選挙人名簿の登録の申請があった場合は、遅延なく在外選挙人名簿に登録しなければならない。

② 参議院議員選挙の公示日から選挙期日までの期間は、登録を行わない。

【告示】 1/50、1/6、1/3の数(自治法、合併特例法、地教組法)

(3) 縦覧期間 平成28年 6月22日(1日間)

・法23①《縦覧》

市町村選管は、選挙を行う場合には、当該選挙の事務を管理する選管が定める期間、役場又は市町村選管が指定した場所で選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

・法30の7①《在外選挙人名簿に係る縦覧》

市町村選管は、参議院議員選挙が行われる際、政令で定める期間、役場又は市町村選管が指定した場所で在外選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

・令23の11②《在外選挙人名簿に係る縦覧期間等》

参議院議員選挙が行われる際の縦覧期間は、当該選挙の公示日から当該選挙の事務を管理する選管が定める日までとする。

選挙区選出議員選挙－北海道選挙管理委員会が定める。(法5)

比例代表選出議員選挙－中央選挙管理委員会が定める。(法5)

(4) 縦覧場所 二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場内
八雲町選挙管理委員会事務局

【告示】 選挙人名簿の縦覧場所（法 23②）

【告示】 在外選挙人名簿の縦覧場所（法 30 の 7 ②）

※縦覧開始の日前 3 日までに告示

（5）閲覧中止期間

平成 28 年 6 月 22 日から 7 月 15 日まで（24 日間）

・法 28 の 2 ①《登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧》

市町村選管は、公示日から選挙期日後 5 日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合、その活動に必要な限度において選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

4 選挙人名簿登録の移替えを行わない期間

平成 28 年 6 月 11 日から 7 月 10 日（選挙の期日）まで

・令 17《登録の移替え》

市町村選管は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村内の他の投票区内に住所を移したことを知ったときは、登録の移替えをしなければならない。

ただし、任期満了による選挙にあつては、移替えの事実を知ったときが、任期が終わる日の前 60 日から選挙の期日までの期間内であるときは、選挙期日後に延期することができる。

5 ポスター掲示場の設置及びポスター掲示期間

（1）掲示期間 6 月 22 日（公示日）から 7 月 10 日（選挙の期日）まで

（2）設置場所 116 箇所（政令数 213 箇所）〈別紙 1〉

（3）掲示面数 選挙区 区画数 12 区画

（4）掲示方法 北海道選挙管理委員会が指定した区画番号が記載されている区画に掲示する。区画番号の指定は、立候補届出受理番号と同じ番号とする。

・道執行規程 49①、②《掲示場の設置及び掲示の期間》

① 掲示場は、公示日から選挙の当日まで設置しなければならない。

② ポスターを掲示するときは、立候補届出受理番号と同一の番号の付された区画に貼らなければならない。

・道執行規程 50①、②《掲示区画》

① 道委員会があらかじめ通知する数の区画を設けなければならない。

② 掲示板の区画の右端上欄を 1、下欄を 2 とし、以下順次左へ上欄から下欄の順に一連番号を付さなければならない。

・法 144 の 2 ①《ポスター掲示場》

参議院選挙区選出議員選挙においては、市町村選管はポスター掲示場を設けなければならない。

・法 144 の 2 ②《ポスター掲示場》

掲示場の総数は、1 投票区につき 5 箇所以上 10 箇所以内で政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村選管は、特別の事情がある場合は都道府県選管と協議の上、その総数を減ずることができる。

※ポスター掲示場の総数減少協議（道執行規程 48）

【告示】 ポスター掲示場設置場所（法 144 の 2 ④）

6 公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

指定施設 53 箇所 〈別紙 2〉

・法 161①《公営施設使用の個人演説会等》

公職の候補者等は、学校、公民館、公会堂、市町村選管の指定する施設を使用して、個人演説会等を開催することができる。

・法 163《個人演説会等の開催の申出》

公職の候補者等は、個人演説会等を開催すべき日前 2 日までに文書で市町村選管へ申し出なければならない。

※申出受付期間 平成 28 年 6 月 22 日～平成 28 年 7 月 8 日

7 投票区・投票所・投票所区域・投票時刻

〈別紙 3〉

・法 17②《投票区》

市町村選管は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区

設けることができる。

・法 30 の 3 ② 《在外選挙人名簿の記載事項等》

市町村選管は、数投票区設けた場合は政令で定めるところにより指定在外投票区を指定しなければならない。

・法 39 《投票所》

投票所は役場又は市町村選管の指定した場所に設ける。

・法 40① 《投票所の開閉時間》

投票所は、午前 7 時に開き午後 8 時に閉じる。ただし選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合は、投票所を開く時刻を 2 時間以内で繰り上げ（繰り下げ）、閉じる時刻を 4 時間以内の範囲内で繰り上げることができる。

【告示】 投票区（法 17③）

【告示】 投票所を閉じる時刻の繰上げ（法 40②）

【告示】 投票所（法 41①）

※ 投票所開閉時刻の繰上（繰下）の届出及び通知（法 40②）

投票所の開閉時刻の特例の届出（道執行規程 11①）

※ 指定在外選挙投票区は第 3 投票区

8 投票管理者及び同職務代理者

（後日開催の委員会で選任）

・法 37①、②、④ 《投票管理者》

① 選挙ごとに投票管理者を置く。

② 投票管理者は当該選挙の選挙権を有する者の中から選管が選任する。

④ 参議院議員選挙では、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙を同時に行う場合には、選挙区選出議員選挙の投票管理者を比例代表選出議員選挙の投票管理者にすることができる。

・令 24①、④ 《投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任》

① 市町村選管は、投票管理者の職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

④ 参議院議員選挙では、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙を同時に行う場合には、選挙区選出議員選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を比例代

表選出議員選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に選任することができる。

【告示】 投票管理者及び同職務代理者の選任（令 25）

9 投票立会人

（後日開催の委員会で選任）

・法 38①、④《投票立会人》

① 市町村選管は、選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任し、選挙期日前3日までに本人に通知しなければならない。

④ 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において2人以上を投票立会人を選任することができない。

・令 27《投票立会人の氏名等の通知》

市町村選管は、投票立会人を選任した場合は直ちにその者の氏名等を、その投票立会人が立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

10 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者

（後日開催の委員会で選任）

・法 48 の 2 ②準用法 37②《投票管理者》

投票管理者は選挙権を有する者の中から選管が選任する。

※日毎の交替が可能。 ※職務代理者の選任。

【告示】 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任

（令 49 の 7 読替令 25）

11 期日前投票所の投票立会人

（後日開催の委員会で選任） ※公募による

・法 48 の 2 ②読替法 38①、④《投票立会人》

① 市町村選管は、選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人の投票立会人を選任し、選挙の期日の公示日に本人に通知しなければならない。

- ④ 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の期日前投票区において2人を投票立会人に選任することができない。

※時間ごとの交替可能。

- ・令 49 の 7 読替令 27 《投票立会人の氏名等の通知》

市町村選管は、投票立会人を選任した場合は直ちにその者の氏名等を、その投票立会人が立ち会う期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

12 不在者投票を行う場所及び指定施設

期 間 平成 2 8 年 6 月 2 3 日～平成 2 8 年 7 月 9 日

(1) 不在者投票を行う場所及び時間

- | | |
|---|--------------------|
| ① 二海郡八雲町住初町 1 3 8 番地
八雲町役場 第 1 会議室 | 午前 8 時 30 分～午後 8 時 |
| ② 二海郡八雲町熊石根崎町 1 1 6 番地
八雲町役場熊石総合支所 町民ギャラリー | 午前 8 時 30 分～午後 8 時 |
| ③ 二海郡八雲町落部 8 7 9 番地
八雲町役場落部支所 事務室 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 |

- ・法 49① 《不在者投票》

- ・法 270 の 2 ① 《不在者投票の時間》

午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで。市町村選管が地域の実情等を考慮して午後 5 時から午後 8 時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合は、その定められている時刻。

(2) 不在者投票を行う指定施設

指定病院

- | | |
|--|--|
| ① 二海郡八雲町宮園町 1 2 8 番地
国立病院機構八雲病院 | |
| ② 二海郡八雲町東雲町 5 0 番地
八雲総合病院 | |
| ③ 二海郡八雲町栄町 1 3 番地 1
介護老人保健施設コミュニティホーム八雲 | |
| ④ 二海郡八雲町熊石雲石町 4 9 4 番地 1
八雲町熊石国民健康保険病院 | |

指定老人ホーム

- ① 二海郡八雲町大新47番地4
特別養護老人ホーム厚生園
- ② 二海郡八雲町熊石平町324番地202
特別養護老人ホームくまいし荘
- ③ 二海郡八雲町栄町13番地1
ケアハウスひまわり
- ④ 二海郡八雲町栄町13番地1
ケアハウスなのはな

時 間 午前8時30分～午後5時

- ・道規程16《病院等の指定》
- ・法270①《選挙に関する届出等の時間》

午前8時30分から午後5時まで

※「在外選挙人」については、法49の2、法270②、令5章の2、令142

13 期日前投票を行う場所及び時間

場所及び時間

- ① 二海郡八雲町住初町138番地
八雲町役場 第1会議室 午前8時30分～午後8時
- ② 二海郡八雲町熊石根崎町116番地
八雲町役場熊石総合支所 町民ギャラリー 午前8時30分～午後8時
- ③ 二海郡八雲町落部879番地
八雲町役場落部支所 事務室 午前8時30分～午後5時
- ④ 二海郡八雲町東雲町50番地
八雲総合病院 講堂 午前9時00分～午後3時

期 間 ①～③ 平成28年6月23日～平成28年7月9日
④ 平成28年6月27日～平成28年6月29日

・法 48 の 2 ③読替法 39

投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

・法 48 の 2 ③読替法 40①

投票所は、午前 8 時 30 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

【告示】 期日前投票所を閉じる時刻の繰上げ（法 48 の 2 読替法 40②）

期日前投票所の投票管理者への通知

【告示】 期日前投票所の場所及び設ける期間（法 48 の 2 読替法 41①）

※ 在外選挙人が期日前投票所を行う期日前投票所 八雲町役場 第 1 会議室

【告示】 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所（令 65 の 13③）

14 投票記載所の候補者氏名等掲示順序決定のくじの施行の日時及び場所

(1) 日 時 平成 28 年 6 月 22 日（水） 午後 5 時 30 分

(2) 場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

(3) くじを行う要領 〈別紙 4〉

・法 175③《投票記載所の氏名等の掲示》

氏名等の掲示の順序は、参議院比例代表選出議員選挙にあつては都道府県選管が、参議院選挙区選出議員選挙にあつては市町村選管が行うくじで定める。

【告示】 くじを行う日時及び場所（町規程 117②）

15 開票管理者及び同職務代理者

(1) 開票管理者 長 坂 久 （八雲町熊石根崎町 384 番地）

(2) 同職務代理者 外 崎 正 廣 （八雲町東野 68 番地 13）

・法 61①、②、④《開票管理者》

- ① 選挙ごとに開票管理者を置く。
- ② 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村選管が選任する。
- ④ 参議院議委選挙において、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙を同時に行う場合は、市町村選管は、選挙区選出議員選挙の開票管理者を比例代表選出議員選挙の開票管理者とすることができる。

・令 67①、⑥《開票管理者の職務代理者及び職務管掌者の選任》

市町村選管は、開票管理者の職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- ⑥ 参議院議員選挙において、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙を同時に行う場合は、市町村選管は、選挙区選出議員選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を比例代表選出議員選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に選任することができる。

【告示】 開票管理者及び同職務代理者の選任（令 68）

16 開票立会人のくじの施行の日時、場所

(1) 日 時 平成28年 7 月 7日 (木) 午後5時30分

(2) 場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

(3) くじを行う要領 〈別紙5〉

(4) 届 出

受付開始 平成28年 6月22日 (水) 午前8時30分

受付期限 平成28年 7月 7日 (木) 午後5時 (選挙期日の3日前)

・法 62①、②、④《開票立会人》

- ① 公職の候補者等は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定めて、選挙の期日前3日まで市町村選管に届け出ることができる。
- ② 届出があった者が10人を超えないときは直ちにその者を、10人を超えるときは市町村選管がくじで定めた者10人をもって開票立会人としなければならない。
- ④ 届出のあった者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、市町村選管がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

【告示】 くじを行う場所及び日時（法 62⑥）

17 開票の日時・場所

(1) 日 時 平成28年 7月10日(日) 午後9時15分

(2) 場 所 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ ふれあいホール

・法 18①《開票区》

開票区は、市町村の区域による。

・法 63《開票所の設置》

開票所は、役場又は市町村選管が指定した場所に設ける。

・法 65《開票日》

開票は、全ての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

【告示】 開票の場所及び日時（法 64）

18 臨時啓発計画

(1) 選挙広報特集号（町広報） 全戸配布…町選管

(2) 選挙公報配布 全戸配布…道選管

(3) 懸垂幕の掲出 3箇所（役場・総合支所・落部支所）

(4) 在外選挙人に対する不在者投票（請求）の啓発 お知らせ文書

(5) 町外出稼者に対する不在者投票（請求）の啓発 お知らせ文書

(6) 郵便投票による不在者投票（請求）の啓発 お知らせ文書

(7) 八雲町ホームページ及び電子メールによる選挙速報

(8) 広報車による投票促進啓発

・法 6①《選挙に関する啓発、周知等》

・法 170《選挙公報の配布》

選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に、選挙期日の2日前まで配布

＜別紙 1＞

第 2 4 回参議院議員通常選挙

ポ ス タ ー 掲 示 場 設 置 場 所 一 覧

投票区	投票場所	1	2	3	4	5	6	7	計	政令数
第 1 投票区	八雲町総合体育館	役場前庭	公民館前庭	高橋組倉庫前	さらんべ公園入口	シルバープラザ裏	役場倉庫前	国立病院前	8	9
		鉛川会館前								
第 2 投票区	八雲町民センター	徳川公園前	町民センター前	安中俊平宅前	町立図書館前	宮園郵便局付近	アート美容室向	林商店前	7	7
第 3 投票区	東部生活館	穴田組手前	サンドライ横	はぴあ八雲前	八雲寺前	菊田豆腐店向	高橋彰宅前	ユーラップパーク前	7	7
第 4 投票区	東部児童会館	東部児童会館前	渡島農業改良普及センター向	ぽぷら児童公園前	旧消防署石碑前	総合病院駐車場入口	佐川急便向		6	7
第 5 投票区	内浦町 1 区会館	内浦町 1 区会館前	大村勝江宅前	椎久健夫宅前					3	5
第 6 投票区	内浦生活館	八雲ハイヤー車庫前	八雲漁協向	花田幸雄宅前					3	5
第 7 投票区	黒岩会館	黒岩会館前	第 2 分団格納所横	岩谷みね宅前	大川地区線路沿				4	8
第 8 投票区	山崎 1 区会館	農免農道入口	山崎一区会館前	山崎漁港手前	山崎 2 区会館前	大井正治宅向			5	8
第 9 投票区	花浦 1 区会館	花浦 1 区会館前	長谷部正光宅前	花浦山会館前	旧佐橋敏雄宅前				4	8
第 10 投票区	立岩 2 区会館	ファミート 遊楽部前	立岩会館前	旧工藤ミサヲ宅跡地前	島村商店斜め向				4	8
第 11 投票区	上八雲会館	上八雲会館前	旧日本大学演習林実習場裏						2	8
第 12 投票区	春日会館	春日中央会館前	春日会館前	伊藤錦也宅前					3	8
第 13 投票区	大新会館	川内三治宅前 (交差点から離す)	大新会館前	広域農道入口					3	8
第 14 投票区	熱田会館	広域農道入口	熱田会館前						2	8
第 15 投票区	浜松地区生活改善センター	浜松地区生活改善センター前	浜松小学校入口	掛川義春宅前					3	8
第 16 投票区	山越中央会館	旧セブソレブ山越店横	山越中央会館前	吉田新一宅前	由追会館前				4	8
第 17 投票区	野田生会館	橋本清子宅横	野田生会館前	小林商店向	町営住宅前	関戸宅裏	赤笹会館前		6	8
第 18 投票区	東野 1 区会館	わらび野会館前	東野会館前	旧ローソン八雲東野店斜め前	稲荷神社向	伊藤功一宅前			5	8
第 19 投票区	落部レクリエーションセンター	落部レクリエーションセンター前	関口幸一宅前	高橋龍則宅前	落部町民センター前	落部駅前	エネック裏	川向会館前	9	9
		下の湯会館前	上の湯会館前							
第 20 投票区	栄浜会館	旧栄浜小学校入口	栄浜会館前	菊地陽子宅向					3	8
第 21 投票区	相沼母と子の家	折戸教員住宅倉庫前	相沼保育園フェンス前	青木満州夫宅向	山田悦雄宅横の空き地				4	8
第 22 投票区	ひやま漁協熊石支所相沼出張所	山田友彦宅横の空き地	山田宅斜め向						2	6
第 23 投票区	泊川児童館	手塚広昭宅向の花壇前	消防分遣所横遊園地前	泊川小学校校長宅斜め向					3	8
第 24 投票区	鮎川生活館	大竹宅横の空き地	藤谷健一宅前の空き地	熊石高校校長住宅横の空き地					3	8
第 25 投票区	豊岩振興会館	平公営住宅入口	松本清勝宅横の塀前	目谷宅前					3	8
第 26 投票区	熊石総合支所	本間政明宅横の空き地	総合支所前広場	くまいし館前	小西時計店斜め向の自転車置場前				4	6
第 27 投票区	鳴神生活改善センター	山田晴雄宅前の塀	加藤古志男宅前	佐賀宅車庫前	町道丸山線入口花壇横				4	8
第 28 投票区	関内生活改善センター	大須田宅横の空き地	前小屋宅前の倉庫前						2	8
合 計									116	213

〈別紙2〉

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 7. 2. 20	二海郡八雲町 落部333番地	落部レクリエーションセンター	八雲町長	m ² 181	人 200	
平 8. 5. 13	同 黒岩644番地28	黒岩会館	同	132	150	
同	同 内浦町191番地1	八雲町消防本部第1会議室	八雲町 消防長	173	150	
同	同 出雲町60番地10	出雲町会館	八雲町長	82	90	
同	同 豊河町4番地16	豊河町会館	同	57	70	
同	同 野田生200番地1	野田生会館	同	144	160	
同	同 花浦221番地1	花浦山会館	同	67	80	
同	同 栄浜113・114番地	栄浜会館	同	119	120	
同	同 鉛川24番地1	鉛川会館	同	49	60	
同	二海郡八雲町 野田生401番地5	柏沼会館	同	66	80	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5.13	同 上八雲296番地3	上八雲会館	同	69	60	
同	同 豊河町11番地14	内浦町1区会館	同	72	90	
同	同 栄町74番地	栄町会館	同	178	190	
同	同 下の湯95番地2	下の湯会館	同	57	70	
同	同 落部631番地	川向会館	同	77	90	
同	同 東野473番地1	東野母と子の家	同	80	90	
同	同 内浦町163番地	内浦生活館	同	178	120	
同	同 富士見町191番地1	東部児童会館	同	143	160	
同	二海郡八雲町 山崎309・310番地	山崎2区会館	同	74	80	
同	同 立岩309番地1	立岩会館	同	99	100	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5.13	同 三杉町25番地21	三杉町会館	同	58	60	
同	同 宮園町4番地	八雲消防署西出張所会議室	八雲町 消防長	92	100	
同	同 春日37番地1	春日地区生活改善センター	八雲町長	70	80	
同	同 入沢196番地1	入沢会館	同	62	70	
同	同 立岩65番地10	立岩2区会館	同	64	70	
同	同 上の湯173番地	上の湯会館	同	66	70	
同	同 東雲町30番地17・50番地73	東雲町会館	同	79	90	
同	同 浜松266番地2	浜松地区生活改善センター	同	69	80	
同	同 出雲町60番地13	八雲町民センター	八雲町 教育長	383	800	※
同	同 落部879番地	落部町民センター	八雲町長	368	800	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5.13	同 花浦387番地6	花浦1区会館	同	57	70	
同	同 元町61番地5	元町会館	同	57	70	
同	同 桜野43番地3	赤笹会館	同	66	80	
同	同 春日429番地3	春日会館	同	49	50	
同	同 山崎139番地	山崎1区会館	同	72	90	
同	同 東野155番地3	東野1区会館	同	105	120	
同	同 野田生851番地4	大木平会館	同	44	50	
同	二海郡八雲町 大新143番地2	大新会館	同	72	80	
同	同 山越207番地	山越中央会館	同	81	100	
同	同 東町42番地1・42番地2・44番地	東部生活館	同	165	180	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平11. 1. 27	同 栄町13番地1	八雲町総合保健福祉施設 シルバープラザ	同	671	700	※
平 8. 5. 8	同 熊石関内町88番地	熊石関内生活改善センター	同	118	236	※
同	同 熊石平町49番地	熊石平生活改善センター	同	118	236	※
同	同 熊石鮎川町148番地2	熊石鮎川生活館	同	118	236	※
同	同 熊石泊川町136番地	熊石泊川児童館	同	118	236	※
同	同 熊石相沼町336番地	熊石相沼母と子の家	同	118	236	※
同	同 熊石鳴神町110番地1	熊石鳴神生活改善センター	同	90	180	※
同	二海郡八雲町 熊石折戸町41番地1	熊石折戸振興会館	同	88	176	※
同	同 熊石見日町217番地	熊石見日生活改善センター	同	70	140	※
同	同 熊石館平町111番地	熊石総合センター	同	444	888	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
同	同 熊石畳岩町66番地3	熊石畳岩振興会館	同	100	200	※
同	同 熊石西浜町147番地1	熊石西浜振興会館	同	102	204	※
平27. 2. 4	同 熊石雲石町135番地2	八雲町ふれあい交流 センターくまいし館	同	325	300	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

〈別紙3〉

投票区・投票所・投票所区域・投票所の開閉時刻

八雲町選挙管理委員会

区 分		投 票 所 区 域	投票所の開閉時刻		
投票区	投票所		開 く 時 刻	閉 じ る 時 刻	
第1投票区	八雲小学校体育館	住初町全区 宮園町全区 末広町全区 栄町全区 春日1区の一部・2区 鉛川	午前7時00分	午後8時00分	
第2投票区	八雲町民センター	相生町全区 出雲町全区 三杉町全区 緑町	〃 7時00分	〃 8時00分	
第3投票区	東部生活館	元町全区 東町全区 本町1区～6区 豊河町の一部(国道5号線から山側)	〃 7時00分	〃 8時00分	
第4投票区	東部児童会館	富士見町全区 本町7区～10区 東雲町1区・2区の一部・3区～5区	〃 7時00分	〃 8時00分	
※	第5投票区	内浦町1区 豊河町の一部(国道5号線から海側)	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第6投票区	内浦町2区 東雲町2区の一部	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第7投票区	黒岩全区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第8投票区	山崎1区・2区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第9投票区	花浦1区・2区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第10投票区	立岩全区	〃 7時00分	〃 7時00分	※
※	第11投票区	上八雲全区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第12投票区	春日1区の一部・3区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第13投票区	大新	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第14投票区	熱田の一部	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第15投票区	浜松1区・2区と3区の一部・熱田の一部	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第16投票区	山越全区 浜松2区と3区の一部	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第17投票区	野田生全区 桜野全区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第18投票区	わらび野 東野全区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第19投票区	落部全区 入沢全区 下の湯 上の湯 旭丘	〃 7時00分	〃 8時00分	※
※	第20投票区	栄浜全区	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第21投票区	熊石折戸町 熊石相沼町の一部(2相沼・3相沼)	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第22投票区	ひやま漁協熊石支所相沼出張所 熊石相沼町の一部(4相沼) 熊石館平町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第23投票区	熊石泊川町 熊石黒岩町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第24投票区	熊石鮎川町 熊石大谷町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第25投票区	熊石平町 熊石畳岩町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第26投票区	熊石根崎町 熊石雲石町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第27投票区	熊石鳴神町 熊石西浜町	〃 7時00分	〃 6時00分	※
※	第28投票区	熊石関内町	〃 7時00分	〃 6時00分	※

(注) ※印の投票所は、投票所の閉じる時刻を繰り上げています。

《別紙 4》

投票記載所の候補者氏名等掲示順序の決定のくじを行う要領

平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙（選挙区選出議員選挙）の投票記載所の候補者氏名等掲示の決定のくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 平成28年6月22日（水） 午後5時30分
場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

2 くじの対象者及びくじの方法

(1) くじの対象者

北海道参議院選挙区選出議員選挙選挙長より立候補届出者の通知を受けた者

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補届出者の数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、立候補届出受理番号の順に取り出したくじ棒の番号をもってくじを引く順序とする。

(3) 候補者氏名等掲示の順序のくじ

くじ棒をくじ箱に入れ、(2)のくじで決めた順により、順次取り出したくじ棒の番号をもって候補者氏名等掲示の順序とする。

3 くじを施行する者及び立会人

(1) 八雲町選挙管理委員会委員長が順次施行する。

(2) 八雲町選挙管理委員会委員及び事務局長又は書記が立会する。

《別紙 5》

開票立会人となるべき者を決定するくじを行う要領

第 2 3 回参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）の開票立会人となるべき者を決定するくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 平成 2 8 年 7 月 7 日（木） 午後 5 時 3 0 分
場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

2 くじを引く選挙の順番

- (1) 参議院選挙区選出議員選挙
- (2) 参議院比例代表選出議員選挙

3 くじの対象者及びくじの方法

- (1) くじの対象者（第 6 2 条②）

選挙の期日の公示の日から選挙の期日前 3 日（7 月 7 日（木）午後 5 時）までに開票立会人となるべき者の届出があった者。

【くじを引く条件】別紙

- (2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった開票立会人の数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、届出のあった順に取り出したくじ棒の番号をもってくじを引く順序とする。

- (3) 開票立会人を決めるくじ

くじの対象となった開票立会人の数と同数のくじ棒に、開票立会人となるべき数だけ「当り表示」（適宜に表示）し、(2) のくじで決めた順により、順次取り出し、「当り表示」のくじを引いた者をもって決定する。

4 くじを施行する者及び立会人

- (1) 八雲町選挙管理委員会委員長が順次施行する。
- (2) 八雲町選挙管理委員会委員及び事務局長又は書記が立会する。

【くじを引く条件】

公職選挙法第62条②（開票立会人の選任）

①選挙区…「公職の候補者」から1人

②比例代表…「名簿届出政党等」から1人

- く
じ
を
引
く
順
序
- ①
 - ・ 10人を超えないとき（直ちに開票立会人） … くじの施行なし
 - ・ 10人を超えるとき … くじ … 10人まで
 - ②
 - ・ 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は3人以上なることができない（法62③） 【選挙区】
 - ・ 同上 … 3人以上のとき … くじ … 2人まで（法62④）
 - ③
 - ・ 3人以上いなければならない … （最低3人）
 - ・ 3人を欠く場合 … 選挙管理委員会が選任する。（法62⑧）

※開票立会人が選挙の期日以後3人に達しなくなったときは、開票管理者において選任する。（法62⑧）